

大阪府孤独・孤立対策公民連携プラットフォーム設置要領

(目的)

第1条 大阪府における孤独・孤立対策の推進及び市町村域における孤独・孤立状態にある方の支援体制を整備するため、大阪府孤独・孤立対策公民連携プラットフォーム(以下「プラットフォーム」という。)を設置する。

(活動内容)

第2条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 孤独・孤立対策を分野横断的に推進するための複合的・広域的な連携強化に関する活動
- (2) 孤独・孤立対策に関する先進的な取組み等の情報共有や、そのほか、孤独・孤立に関する啓発活動
- (3) その他プラットフォームの目的を達成するために必要な活動

(プラットフォームへの参画)

第3条 プラットフォームへの参画は、参画を希望する団体等から大阪府に対して別途定める方法により、申込みを行うものとする。大阪府は、申込内容について次の各号に掲げる事項等を確認し、参画が適切であると認める場合に、参画団体としてプラットフォームへの参画を認める。

- (1) 孤独・孤立対策に関連する事業を現に行っている、又は、今後行おうとしている団体等であること
- (2) 暴力団等反社会的勢力と関係がないこと

(プラットフォームからの退会・除名)

第4条 プラットフォームを退会しようとする団体等は、退会の意思を書面により大阪府に届け出、任意に退会することができる。また、団体等が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、職権により除名することができる。

- (1) 1年以上、連絡がとれない場合
- (2) 本要領に違反又はプラットフォームの信用を著しく害したとき
- (3) 団体等が解散又は営業を停止したとき
- (4) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (5) その他プラットフォームの運営にあたり、重大な支障が生じると認められたとき

(幹事会)

第5条 プラットフォームの活動の必要に応じて、幹事会を設置することができる。

(事務局)

第6条 プラットフォームの事務局を大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課に置く。

(その他)

第7条 本要領に定めがあるもののほか、プラットフォームの運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

本要領は、令和4年12月22日から施行する。

附則

本要領は、令和5年4月26日から施行する。